令和2年3月30日

令 和 2 年 3 月 臨 時 議 会 議 案 説 明 資 料

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例改正部分新旧対照表

改正後

(補償基礎額)

第5条 略

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
 - (1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。
 - (2) 消防作業従事者, 救急業務協力者若しくは 水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作 業従事者等」という。)が消防作業等に従事し, 若しくは救急業務に協力し,又は応急措置の業 務に従事したことにより死亡し,負傷し,若し くは疾病にかかり,又は消防作業等に従事し, 若しくは救急業務に協力し,又は応急措置の業 務に従事したことによる負傷若しくは疾病に より死亡し,若しくは障害の状態となつた場合 には,8,900円とする。ただし,その額が,そ の者の通常得ている収入の日額に比して公正 を欠くと認められるときは,14,200円を超えな い範囲内においてこれを増額した額とするこ とができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者で,非常勤消 防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従

改正前

(補償基礎額)

第5条 略

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
 - (1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。
 - (2) 消防作業従事者, 救急業務協力者若しくは 水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作 業従事者等」という。)が消防作業等に従事し, 若しくは救急業務に協力し,又は応急措置の業 務に従事したことにより死亡し,負傷し,若し くは疾病にかかり,又は消防作業等に従事し, 若しくは救急業務に協力し,又は応急措置の業 務に従事したことによる負傷若しくは疾病に より死亡し,若しくは障害の状態となつた場合 には,8,800円とする。ただし,その額が,そ の者の通常得ている収入の日額に比して公正 を欠くと認められるときは,14,200円を超えな い範囲内においてこれを増額した額とするこ とができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消 防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従

事者,救急業務協力者,水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において,他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし,扶養親族のある非常勤消防団員等については,前項の規定による金額に,第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を,第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を,それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

 $(1)\sim(6)$ 略

4 略

附則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 略

 $2\sim4$ 略

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 略

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給され た月後の最初の障害補償年金の支給期月から 1年を経過する月後の各月に支給されるべき 障害補償年金の額を,事故発生日における法定 利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数 に1年未満の端数があるときは,これを切り捨 事者,救急業務協力者,水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において,他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし,扶養親族のある非常勤消防団員等については,前項の規定による金額に,第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を,第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を,それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

 $(1)\sim(6)$ 略

4 略

附則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 略

 $2 \sim 4$ 略

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 略

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を,100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは,これを切り捨てた年数)を乗じ

てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除 して得た額

が終了する月に係る障害補償年金の額は, 当該終 了する月が, 同項に規定する支給期月から起算し て1年以内の場合にあつては当該障害補償年金 前払一時金の額から同項の規定により各月に支 給されるべき当該障害補償年金の額の全額につ き支給が停止される期間に係る同項の規定によ る合計額(以下この項において「全額停止期間に 係る合計額」という。)を差し引いた額を,当該 支給期月から起算して1年を超える場合にあつ ては当該障害補償年金前払一時金の額から全額 停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発 生日における法定利率に当該終了する月の前項 に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加え た数を乗じて得た額を, それぞれ当該終了する月 に支給されるべき当該障害補償年金の額から差 し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 略

 $2\sim6$ 略

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合に は、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因た る非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金 は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた 日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補 償年金を受けることができることとされた遺族 であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有す ることとなつたもの(以下この項において「特例 遺族補償年金受給権者」という。)が第1項の申 出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補 償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に 応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下こ の項において「支給停止解除年齢」という。)に て得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止 6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止 が終了する月に係る障害補償年金の額は, 当該終 了する月が、同項に規定する支給期月から起算し て1年以内の場合にあつては当該障害補償年金 前払一時金の額から同項の規定により各月に支 給されるべき当該障害補償年金の額の全額につ き支給が停止される期間に係る同項の規定によ る合計額(以下この項において「全額停止期間に 係る合計額」という。)を差し引いた額を,当該 支給期月から起算して1年を超える場合にあつ ては当該障害補償年金前払一時金の額から全額 停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の 5に当該終了する月の前項に規定する経過年数 を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額 を, それぞれ当該終了する月に支給されるべき当 該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 略

 $2\sim6$ 略

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合に は、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因た る非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金 は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた 日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補 償年金を受けることができることとされた遺族 であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有す ることとなつたもの(以下この項において「特例 遺族補償年金受給権者」という。)が第1項の申 出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補 償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に 応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下こ の項において「支給停止解除年齢」という。)に 達する月)の翌月(第1項の申出が第2項ただし 書の規定によるものである場合には,当該申出が 行われた日の属する月の翌月)から,次に掲げる 額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額 に達するまでの間,その支給を停止する。

(1) 略

- (2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を,事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは,これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止 が終了する月に係る遺族補償年金の額は, 当該終 了する月が、同項に規定する支給期月から起算し て1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金 前払一時金の額から同項の規定により各月に支 給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につ き支給が停止される期間に係る同項の規定によ る合計額(以下この項において「全額停止期間に 係る合計額」という。)を差し引いた額を,当該 支給期月から起算して1年を超える場合にあつ ては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額 停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発 生日における法定利率に当該終了する月の前項 に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加え た数を乗じて得た額を, それぞれ当該終了する月 に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差 し引いた額とする。

9 略

別表 補償基礎額表 (第5条関係)

(単位 円)

階級 勤務年数

達する月)の翌月(第1項の申出が第2項ただし 書の規定によるものである場合には、当該申出が 行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる 額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額 に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 略

- (2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止 が終了する月に係る遺族補償年金の額は, 当該終 了する月が、同項に規定する支給期月から起算し て1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金 前払一時金の額から同項の規定により各月に支 給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につ き支給が停止される期間に係る同項の規定によ る合計額(以下この項において「全額停止期間に 係る合計額」という。)を差し引いた額を,当該 支給期月から起算して1年を超える場合にあつ ては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額 停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の 5に当該終了する月の前項に規定する経過年数 を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額 を, それぞれ当該終了する月に支給されるべき当 該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 略

別表 補償基礎額表 (第5条関係)

(単位 円)

階級 勤務年数

	10年未 満	10年以 上20年 未満	20年以 上
団長及び 副団長	<u>12, 440</u>	<u>13, 320</u>	14, 200
分団長及 び副分団 長	10,670	<u>11, 550</u>	12, 440
部長, 班長 及び団員	<u>8,900</u>	9,790	<u>10, 670</u>

備考

1 <u>事故発生日</u>に,当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は,当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

	10年未 満	10年以 上20年 未満	20年以 上
団長及び 副団長	<u>12, 400</u>	<u>13, 300</u>	14, 200
分団長及 び副分団 長	10, 600	11, 500	12, 400
部長, 班長 及び団員	8,800	9, 700	10,600

備考

1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 略

2 略